

## 諮問事項 2

### 小規模貯水槽水道等の衛生管理について

#### 1 背景と現状

##### (1) 背景

都市化の進展とともに、建築物の高層化が進み、貯水槽を介して給水する貯水槽水道が増加している。しかし、特に水道法で規制されない小規模な貯水槽については、管理の不徹底などが起因して、水質の劣化や汚染事故が発生している。また、他県では、貯水槽を有する飲用井戸を原因とする大規模な事故も発生している。

東京都はこれまで、これらの小規模貯水槽水道等について、要綱に基づき衛生管理の指導を行ってきたがこうした事態の改善が図られていない現状にある。

また、水道法が改正され、衛生行政と供給源である水道事業者が連携し、貯水槽水道の衛生管理を強化することとなった。

##### (2) 小規模貯水槽水道等を原因とする水質汚染事故等の発生状況

都内では、保健所に報告されている貯水槽を有する給水施設の汚染事故（井戸等を水源とするものを含む。）は、過去5年を平均すると毎年80件となり、その原因の多くは、清掃不良による水質汚染や赤水の発生等があげられる。

これらのうち、約半数程度は、水道法による衛生管理の遵守が義務付けられていない10立方メートル以下の小規模な貯水槽水道である。また、維持管理の実態調査では、貯水槽の清掃や水質検査の未実施が50パーセント前後ある。

##### (3) 小規模貯水槽水道等に対するこれまでの行政対応

貯水槽水道のうち、貯水槽有効容量が10立方メートルを超えるものは、水道法の「簡易専用水道」にあたり、水道法に基づき、管理基準や緊急時の給水停止等が規定されている。それ以下の貯水槽水道は、法の適用外であり、これまで都においては「小規模給水施設の衛生管理指導要綱」（昭和59年3月23日58衛環水第203号）及び「飲用井戸等の衛生管理指導要綱」（昭和62年9月30日62衛環環第587号）に基づき指導してきた。

## 2 課題

### (1) 要綱による指導の限界

要綱による指導にもかかわらず、依然として貯水槽の点検・清掃の未実施や水質検査での安全確認が行われないなど、衛生上憂慮される事態が散見され、しばしば、利用者の信頼を欠き、水質面での不安が発生している現状にある。

しかし、現行の要綱では、  
相手方の協力・同意が前提であり、行政指導の徹底がされにくい  
法的根拠がなく、設置者等の維持管理に対する取り組みが消極的である  
事故発生時に迅速な対応が困難である  
などの限界があり、実効性の確保を図る必要がある。

### (2) 水道法の改正による衛生行政の強化・充実

水道法の改正（平成14年4月施行）により、水道事業者は、貯水槽水道に対し自らの供給規程に基づく適正管理の確保を行うこととし、管理不徹底施設に対して、指導・助言等の関与の規定が設けられた。

一方、衛生行政においては、引き続き、緊急時の給水停止等の規制監督を行うほか、供給源である水道事業者と一体となった取り組みによる衛生管理の強化が求められている。

衛生行政の強化・充実を図るためには、衛生行政、水道事業者、設置者それぞれの責務を明確にし、平常時の衛生管理の徹底や緊急時の迅速な対応等の規定を整備する必要がある。

## 3 適正管理のあり方

### (1) 基本的な考え方

貯水槽の管理は、設置者が自らの責任で施設の衛生管理を行うことを基本とするものの、その維持管理が、組織的な取り組みが必要とされる規模の施設や衛生管理に対しより重い責任を有する病院等の施設に対して、衛生上の維持管理や危機管理の面を規定した、条例等の整備が必要である。

### (2) 条例等の制定にあたっての留意点

#### 規制対象の範囲

社会的影響の大きい一定規模以上（概ね5立方メートル）の貯水槽水道を対象とすること（ただし、個人住宅は除く。）。また、児童、生徒、高齢者及び病弱者等が利用する、学校、社会福祉施設等については、規模にかかわらず対象とすること。

#### 平常時の衛生上の措置

小規模貯水槽水道等の設置者等が行う衛生管理の必要な措置は、法の適用を受ける「簡易専用水道」の管理基準に準じたものとする。

#### 緊急時の措置

緊急時においては、何よりもその被害の拡大・再発の防止に努めなければならないことから適切な措置を講ずること。

#### 連携・協力体制の整備

小規模貯水槽水道等の事故を未然に防止するためには、衛生行政、水道事業者の連携・協力が必要であるので、その整備を図ること。

#### 実効性の確保

都民の健康保護・公衆衛生の向上を図る上で、飲料水の衛生と安全を確保することは重要な課題であり、その安全対策の実効性を高めるため、行政による立入検査権、給水停止命令の権限を付するとともに、罰則等の適切な措置を講ずること。

#### 規制対象外施設への対応

規制の対象外となる小規模貯水槽水道等についても、同様な衛生管理が必要とされるため、設置者が対象施設と同等な維持管理を行うとともに、緊急時の安全性を確保するよう、適切な措置を講ずること。